3 介護療養施設サービス イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス

1 /3(JAC /F) PIN C 11	する病院における介護療養施	設サービス			· ·				1	1 [16,75.84	-	
	品本部分	衣動を行う場合の動を行う場合の動を行う場合を満たさない場合	入院悪者の数 が、対院患者の 変質を超える 場合	電源・介護総 責の贷款が基 準に落たない 現合	注 (介護支援専門 裏の質数が基 場合 次は	看漢師が基準 に定められた看 護電質の負数 に20/100を乗 又じて得た数末高 又 の場合	幹地の医師徒 保計画を启出た もので、医師の さが基準に定め られた医師の員 対に50/100を 最近て得た数末 選である場合	製造の医師館 保計画主席出た もの以外で、医 部の盆が基準に 交の自然に 60/100を要じ て寄た金末語で ある場合	変数のユニット リーダーをユニット与に配置 していない等ユ ニットケアにおけ る体制が未登 値である場合	生 高級基準の必 分による推奨 環境減算 車下値が設度 基準を再たさな の場合	注 医師の配置に ついて規則第49 素の規定が通 用されている場 合	注 夜勤を行う職員の勤務条件 に関する基準 の区分によるが
(一) 有表型作品 (一) 有表型作品 (一) 有表型作品 (一) 有表型的一位不是 (一) 有法 (一) 有法 (一) 有法 (一) 有法 (一) 有法 (一) 有表 (一)	3		×70∕100	×70/100	×70/100	×90×100	-12集位	×90/100	×97/100	Filtrands Filtrands Filtrands 	- 12集位	夜間熱落等 () 美 () 美 () 美 () 表 () 表 () 表 () 是 () 是
注 身体拘束瘀止未实施减算			, F———			!		1]	J (1921-1921-2	,	,
注 外泊時費用		入院患者に対し	て居宅における外	泊を認めた場合、1月	に6日を阻産として	新定単位数に代えて1 E		を算定				
注 試行的退業サービス費		入院患者に対し	て居宅における試	行的追院を認めた場	合、1月につき6日を	魔度として1日につき8	.DO単位を算定	((2)の基本単価に限る	ŏ.)			
1 他科曼診時費用		入院患者に対し	て、専門的な診療	が必要になり、他医療	(機関において診療)	が行われた場合、1月に	:4日を限度として	所定単位数に代えて	1日につき444単位	1を算定		
(5) 初期加算 (1日	につき +30単位)											
(一) 遠院時等 指導加算	a 退院前後訪問指導加算 (入院中1回(又は2回)、退院後1回を限度に、 460単位を算定)											
	b 遠院時指導加算 (400単位) c 退院時情報提供加算 (500単位)	注	の家族等に対して Eに対して診療情報	・遊院後の療養上の排 Hを提供した場合	漢を行った場合							
(二) 老人訪問	ð 退院前連携加算 (500単位)	洼		ら連携し、情報提供と	サービス調整を行っ	た場合						
(入院患者1人 300単位算2 (7) 栄養管 (一) 管理栄養当	につき1回を確度として 定)											
(/) 宋委官 理体制加算 (二) 栄養士配量	(1日につき 12単位を加算)	-										
(8) 栄養マネジメント加弄 ((1日につき 10単位を加算) (1日につき 12単位を加算)											
(9) 経口移行加算	1日につき 28単位を加算)]										
	(1) 経口維持加算(1) (28単位)	Í										
	(2) 经口接持加算(证) (5単位)	1										
(11) 療養食加算												
(11) 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)]										
(11) 療養食加算 ((12) 在宅復帰支援機能加算	1日につき 23単位を加算) 1日につき 10単位を加算)											

[※] 医師の人員配置滅算を適用する場合には、医師経過措置滅算を適用しない。 ※ 夜勤勤務条件滅算を適用する場合には、夜間動務等看護加算を適用しない。

ロ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス

# 小田田田									
世帯の関係を対しています。			基本部分		入院患者の数が入院患	常勤のユニットリーダー をユニット毎に配置して いない等ユニットケアに おける体制が未整備で	施設基準の区分による 象質環境域算 郵下幅が設備基準を満		
1									
(1) 計場所は (1)		型介護療養施	サービス費(i)	要介護3 (756 単位) 要介護4 (807 単位)					
# 19 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18		看護<6:1>	サービス賽(ii)	要介護2 (815 単位) 要介護3 (867 単位)					
19-12年									
日日につき									
(二) 診療所	1日につき)			要介護2 (608 単位)			₩ <i>n</i> anaert		
世別議事業務		(一) 於病院							
(日) 報子 (注 3) 2		型介護療養施					60単位		
					×70/100				
# からいます。			I to de le mi o les de les de les les les les les les les les les le				配備基準就算 一60単位		
(1) 正の計画を開発を使うしていません。		''	サービス費(ii)	 					
要介語5 (857単位)			〈多床室〉	要介護4 (811 単位)					
(一) ユニル・松砂線新型 (2) 33 20 8 40 1				要介護5 (857 単位)					
(2) ユニッショ (2) コニッショ (2) カール (2)				要介護1 (766 単位)					
20 3 - 1							I lossado se tradecimiento de la compansión de la compans		
日本の日本		〈ユニット型個室							
(1日につき) (コーナ型を養所型	寮養施設サー					×97/100			
(1日につき 5単位を対策) (1日につき 10単位を加策)		(-) ¬-»ья	N 交 连 活 刑						
		介護療養施設サービス費(Ⅱ)		要介護3 (870 単位)					
注 身体特束廃止未実施加算 (1日につき 5単位を減算) 注 外泊斡費用				要介護4 (921 単位)]]			
注 外泊時費用		<u> </u>		要介護5 (973 単位)	L	J L			
(3) 初期加算 (1日につき +30単位) (4) 退院時程 (一) 退院時 (大阪中1回に仅は2回)、違院後1回を限度に、 (人阪中1回に仅は2回)、違院後1回を限度に、 (人の単位) (立 建院時情報提供加算 (500単位) (立 建院時情報提供加算 (500単位) (立 建院時情報提供加算 (500単位) (立 建院時情報提供加算 (500単位) (元) 老人助問看護指示加算 (500単位) (元) 老人助問看護指示加算 (1日につき 12単位を加算) (1日につき 28単位を加算)					単位数に代えて1日につき 入院患者に対して、専門し われた場合、1月に4日を	き、444単位を算定 	医療機関において診療が行		
議事物算 「人院中1回(又は2回)、退院後1回を展度に、 460単位と類定) 1 過院時指導加算	(3) 初期加算		(18	3につき +30単位)	##E		·		
(400単位)	(4) 退院時指 導等加算		(入院中1回(又は2回)、	退院後1回を限度に、					
(500単位) は 退院様の主治医に対して診療情報を提供した場合 注 医令介護支援事業者と退院前から連携し、情報提供とサービス調整を行った合 (5) 栄養管理 (一) 管理栄養士配置加算 (1日につき 12単位を加算) (二) 栄養士配置加算 (1日につき 10単位を加算) (7) 経口移行加算 (1日につき 28単位を加算) (8) 経口維持加算(1日につ 28単位を加算) (9) 療養食加算 (1日につき 23単位を加算) (1日につき 10単位を加算) (1日につき 10単位を加算)				(400単位)	入院患者及びその家族等	宇に対して退院後の療養上 の	の指導を行った場合		
(500単位) (二) 老人訪問看護指示加算 (入院患者1人につき1回を限度として300単位算定) (5) 栄養管理 (十) 管理栄養士配置加算 (1日につき 12単位を加算) (二) 栄養士配置加算 (1日につき 12単位を加算) (7) 経口移行加算 (1日につき 28単位を加算) (1日につき 28単位を加算) (2) 経口維持加算(1日につ (28単位) (2) 経口維持加算(1) (5単位) (9) 療養食加算 (1日につき 23単位を加算) (1日につき 10単位を加算) (1日につき 10単位を加算)				(500単位)	退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合				
体制加算 (1日につき 12単位を加算) (二) 栄養士配置加算 (1日につき 10単位を加算) (6) 栄養マネジメント加算 (1日につき 12単位を加算) (7) 経口移行加算 (1日につき 28単位を加算) (8) 経口維持加算(1日につ (1) 経口維持加算(1) (28単位) (2) 経口維持加算(1) (5単位) (9) 療養食加算 (1日につき 23単位を加算) (1日につき 10単位を加算)			看護指示加算		居宅介護支援事業者と近	退院前から連携し、情報提供	もとサービス調整を行った。		
(1日につき 10単位を加算) (1日につき 12単位を加算) (7) 経口移行加算 (1日につき 28単位を加算) (8) 経口維持加算(1日につき 28単位) (2) 接口維持加算(I) (28単位) (2) 接口維持加算(I) (5単位) (9) 療養食加算 (1日につき 23単位を加算) (1日につき 10単位を加算)	(5) 栄養管理 体制加算	(一) 管理栄養		を加算)					
(1日につき 12単位を加算) (7) 経口移行加算 (1日につき 28単位を加算) (8) 経口維持加算(1日につ (1) 経口維持加算(1) (28単位) (2) 接口維持加算(1) (5単位) (9) 療養食加算 (1日につき 23単位を加算) (1日につき 10単位を加算)	(C) W.			を加算)					
(1日につき 28単位を加算) (B) 経口機持加算(1日につ (1) 経口維持加算(I) (28単位) (2) 経口維持加算(I) (5単位) (9) 療養食加算 (1日につき 23単位を加算) (10) 在宅復帰支援機能加算 (1日につき 10単位を加算)			(1日につき 12単位	を加算)					
き) (2) 経口維持加算(I) (5単位) (9) 療養食加算 (1日につき 23単位を加算) (10) 在宅復帰支援機能加算 (1日につき 10単位を加算)									
(1日につき 23単位を加算) (10) 在宅復帰支援機能加算 (1日につき 10単位を加算)	ਣ)								
					·				
(11) 特定診療費			(1日につき 10単位	を加算)					
	(11)特定診療	費							

介護予防サービス

- I 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造
- 1 介護予防訪問介護費
- 2 介護予防訪問入浴介護費
- 3 介護予防訪問看護費
- 4 介護予防訪問リハビリテーション費
- 5 介護予防居宅療養管理指導費
- 6 介護予防通所介護費
- 7 介護予防通所リハビリテーション費
- 8 介護予防短期入所生活介護費
- 9 介護予防短期入所療養介護費
- イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費
- ロ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
- ハ 療養病床を有する診療所における介護予防短期人所療養介護費
 - 二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
 - ホ 基準適合診療所における介護予防短期入所療養介護費
 - 10 介護予防特定施設入居者生活介護費
 - 11 介護予防福祉用具貸与費
- Ⅱ 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造 介護予防支援費

9 介護予防短期入所療養介護費 イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費

					注		洼	注	注
		基本部分		変動を行う職員 の動務条件基準 を満たさない場合	利用者の数及び 入所者の数の合 計数が入所定員 を超える場合	医師、看護職員、中華の一個の一個の一個の一個の一個の一個の一個の一個の一個の一個の一個の一個の一個の	常勤のユニット リーダーをユニット毎に配置していない等ユニッケ アにおける体制が 未整備である場合	リハビリテーション 機能強化加算	利用者に対して送迎を行う場合
		a.介護老人保健施設介護予 防短期入所療養介護費(i) <從来型個室>	要支援1 (558 単位)				h		
	(一) 介護老人保健施 設介護予防短期入所療		要支援2 (698 単位)						
	養介護費(1)	b介護老人保健施設介護予 防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援1 (617 単位)						
			要支援2 (771 単位)						
		a介護老人保健施設介護予 防短期入所療養介護費(i)	要支援1(一〇〇 単位)						
(1) 介護老人 保健施設介護 予防短期入所	(二) 介護老人保健施 設介護予防短期入所療 養介護費(II)	<従来型個室>	要支援2(〇〇 単位)						
療養介護費(1 日につき)	会が表現に 会療養病床から転換: 看 護職員常時配置>	b.介護老人保健施設介護予 防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援1(〇〇年位)					1日につき +30単位	
			要支援2(〇〇 単位)						
		a.介護老人保健施設介護予 防短期入所療養介護費(イ)	要支援) (一〇〇 単位)						
	(三) 介護老人保健施 設介護予防短期入所療 要介護費(面) <療養病床がら転換:看 護オンコール体制>	<從来型個室>	要支援2(〇〇 単位)	×97/100					
		6.介護老人保健施設介護予 防短期入所療養介護費(前) <多床室>	要支援1(【〇〇 単位)						
			要支援2 (〇〇 単位)		×70/100	×70/100			片道につき +184単位
: 		a.ユニット型介護老人保健施 設介護予防短期入所療養介 護費(i)	要支援1 (624 単位)					+30≇₩	十184季亚
	(一) ユニット型介護老 人保健施設介護予防短		要支援2 (780 単位)						
	期入所療養介護費(1)	b.ユニ小型介護老人保健施 設介護予助短期入所療養介 護費(ii)	 要支援1 (624 単位)				×97/100		
	- 19 2 1 2 2 2 2 2 3 7 2 2 3 1		要支援2 (780 単位)						
	(二) 工二小型介護逐 人保健施設介護予節短 利力所繼予的 《重要领注から転數·增 。 選輯員亦時配量》	a. 二二十型介護老人保健施 設介護予防短期入所療養介	要支援1(〇〇 単位)		- 1				İ
(2) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所兼		(2/////////////////////////////////////	要支援2(/〇〇 単位)						
い 短期人所献 養介護費(1日 につき)		b.ユニ・小型介護老人保健施 設介護予訪短期入所養養介 護貴(前)							
			要支援2(/〇〇 単位)						
		b.ユニット型介護老人保健施 投介護予防短期入所療養介	要支援1(〇〇 単位)						
	(三) ユニット型介護老 人保健施設介護予助短 期入所療養介護費(車)		要支援2(〇〇 単位)						
	<療養病床から転換:電 護オンコール体制>		要支援1 (〇〇 単位)						
		(護費(河)	要支援2(〈〇〇〉単位〉	<u> </u>] [
注 特定療養									
注 俄基体制	<u> </u>								
(3) 栄養管理 体制加算	(一) 管理栄養士配置は (1日につき	10算 12単位を加算)							
	(二) 栄養士配覆加算 (1日につき	10単位を加算)							
(4) 療養食力	0算 (1日につき	23単位を加算)							
(5) 緊急時期 設療養費	(一) 緊急時治療管理 (1月に1回3日を限度)	こ,1日につき500単位を算定)							
	(二) 特定治療								

^{: &}lt;del>緊急時治療管理と特定治療は、特定療養費と緊急時施設療養費は、支給限度額管理の対象外の算定項目

[※] PT・OTによる人員配置減算を適用する場合には、リハビリテーション機能強化加算は算定しない。

ロ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

							注			注	LEE'S	注	進	
		基本部分	夜劫を行う職員の勤務を 員の勤務を 件基準を たさない場合	利用者の数 及び数の数 者の院 者の数 う の数 う の 数 う た の 数 う た う た う た う た う た う い う た う た う た う た	春渡・介護箱 員の員数が 差準に満た ない場合 又は	著誰師が基準に定められた者護職の の負担に での負担に 20/100を乗 又じて得た数余。 は 満の場合	駅地の医師 確保計画を 届出たもの で、基準に定師の定 であられた医師 はの角がある場合 は、50/100を乗 して得た数号 である場合	際地の医師 確保計されて以外で、基本に 別がで、基本に 関係で、基本に 関係で、基本に を単位で、基本に を1/100を数ま は 50/100を数末 第一の表示 第一つ。 第一の表示 第一句。 第一句。 第一句。 第一句。 第一句。 第一句。 第一句。 第一句。	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない。 等ユニットを大きないである場合である場合	施設基準の 区分による母 養理決決事 市下組が設 構基率を満 たさない場合	医師の配置 について医療 法施行規則 第49条の規 定が適用お れている場合	夜動を行う職員の勤務等 員の勤務する 件に関する 基準の区分 による加算	利用者に対し で送迎を行う 場合	
	(一) 病院療 養病床介護予 防短期入所療 養介護費(I) 看護(6·1) 介護(4·1)	a 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(i) (從来型國室) b 病院療養病床介護予防短 利入所療養介護費(ii) (多長客)	要支援2 (667 単位) 要支援1 (618 単位)	—25単位				−12単位	×90∕100					
護予防短期 入所衛養介 護費	(二) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(II)	a.病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(i)	要支援2 (622 単位)											
(1日につき)	介護(5.1) (三) 病院療養病床介護者 防短期入所療養介護費(Ⅲ)	期入所療養介護費(前) 〈多庆室〉 a.病院療養病床介護予防短期入所養養介護費(i) 〈従来型個室〉	要支援2 (591 単位)		×70/100	70/100								
	看達(6:1) 期入所 が確(6:1) 期入所 (多年度 (一) 無路等 子材地 美術氏胚基型 介護多数所 介護多数所 (1) 一 (2) 2 (1) 一 (2) 3 (2) 3 (3) 4 (4) 3 (4) 3 (5) 4 (5) 4 (6) 3 (7) 4 (7) 4 (8) 4 (9)	b.病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ii) (多床室) 經病院康養病床經過型介護 予防短期入所療養介護費 (1)。 (稅來型國際)	要支援1 (557 単位) 要支援2 (696 単位) 要支援1。(OO 単位) 要支援2 (OO 単位)							# (-)	病院療養病床 療養環境或算 (1) -25単位		夜間勸務等看 煙(1) 十23単位 皮間動務等看 使(II) 十14単位 夜間勤務等看 链(II) 十7単位	片道につき
(2) 病院 接資病年経 過型介護子 防短期入所 療養介護費 (1日につき)		1. 網際機械的原理的企業分別更 予助短期入所使某分別更 (山) (多床室) 。病院療養網床製過型介理 予助短期入所養養介度要	要支援1 (CO 準位) 要支援2 (OO 準位) 要支援1 (534 単位)								が経療機会の (事) (事)	-12単位		↑184単位
	介護手防短期 人所便整介護 費(IF) 考護(8.5) 介護(4.15)	(优集型個習》 上海院會養病疾程達別介護 予防短期入所需要介護費 (日) (多病毒) 型病院療養病床介護予防短	要支援2 (667 単位) 要支援1 (618 単位) 要支援2 (772 単位) 要支援1 (625 単位)			×70/100	×90/100							
(3) ユニット型病院療養病床介護 予防短期入 所療養介護 (1日につき)	期入所療養介	機費(I) ■> ──────────────────────────────────	要支援2 (781 単位) 要支援2 (781 単位) 要支援2 (781 単位)							×97/100	S.W.			
(4) ユニット型病院最 養病床軽適 整介腺子助 短期入所療 養介養費 (1日につき)	多防短期入所(ユニット型個語) (ユニット型個語) (エンテン・ステン・ステン・ステン・ステン・ステン・ステン・ステン・ステン・ステン・	型網院療養網床経過型介護 原養介護費(II)	要支援1 (DO単位) 要支援2 (DO単位) 要支援1 (DO単位) 要支援2 (DO単位)							V 21 / 100				
(5) 栄養 管理体制加 算	(一) 管理栄養	(1日につき 12単位を加算								J (**************************************		<u> </u>	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
(6) 療養食	加算	(1日につき 23単位を加	算)											
(7) 特定診	療費													

: 特定診療費は、支給限度額管理の対象外の算定項目

[※] 医師の人員配置減算を適用する場合には、医師経過措置減算を適用しない。 ※ 夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。

ハ 療養病床を有する診療所における介護予防短期入所療養介護費

				注	注	淮	注
		基本部分		注 利用者の数及び入院 患者の数の合計数が 入院患者の定員を超 える場合		注 施設基準の区分による療養環境減算 廊下幅が設備基準を 満たさない場合	注 利用者に対して送迎を行う場合
		a.診療所療養病床介					
	(一) 診療所	護予防短期入所療養 介護費(i)	要支援1 (517 単位)				
	療養病床介護 予防短期入所 療養介護費	(従来型個室)	要支援2 (646 単位)				
(1) 診療所	旅食が護兵 (I) 看護<6:1> 介護<6:1>	b.診療所療養病床介	要支援1 (601 単位)				
療養病床介 護予防短期		介護費(ii) 〈多床室〉	要支援2 (751 単位)				
入所療養介 護費 (1日につき)	(二) 診療所療養病床介護 療養病床介護 予防短期入所療養介護費 (II) 看護·介護 <3:1>	a.診療所療養病床介 護予防短期入所療養	要支援1 (447 単位)	×70/100		診療所療養病床療	
(TICSE)		介護費(i) <従来型個室>	要支援2 (559 単位)			養環境減算 ———60単位	片道につき
		b.診療所療養病床介 護予防短期入所療養	要支援1 (536 単位)			診療所療養病床設 備基準減算	+184単位
		介護費(ji) 〈多床室〉	要支援2 (670 単位)			一60単位	
(2) ユニット	(一) ユニット型診療所療養病床介護 予防短期入所療養介護費(Ⅰ) 〈ユニット型個室〉 (二) ユニット型診療所療養病床介護 予防短期入所療養介護費(Ⅱ)		要支援1 (608 単位)				
型診療所療 養病床介護 予防短期入			要支援2 (760 単位)		×97/100		
所療養介護 費			要支援1 (608 単位)		×97/100		
(1日につき)	くユニット型準個		要支援2 (760 単位)				
(3) 栄養管理体制加算	(一) 管理栄養	士配置加算 (1日につき 129	単位を加算)				
	(二) 栄養士配	置加算 (1日につき 109	単位を加算)				
(4) 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)							
(5) 特定診療	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·						

: 特定診療費は、支給限度額管理の対象外の算定項目